

【談話】

2020年8月7日

京都府最低賃金の「据え置き」答申に抗議する

京都地方労働組合総評議会

事務局長 柳生 剛志

8月7日、京都府最低賃金審議会は、「京都府最低賃金を現行どおりとする」と答申した。改善を求めた労働者側と現行維持を求めた使用者側で折り合わず、公益委員による目安答申通りの答申案を、使用者側委員と公益委員の多数で押し切ったものである。「現行水準でよい」とした中央最低賃金審議会の目安答申に追従することは、断じて許されない。

今回のコロナ禍によって、改めて最低賃金の重要性が明らかになった。最賃ギリギリで働く労働者が、賃金の6割程度の休業手当になった途端に、暮らせなくなる事態が急増しており、その上、解雇など雇用を奪われる事態が広がっている。また、コロナ感染に向き合い、命や暮らしを支えている多くの労働者が、低賃金に置かれている。これらの労働者の賃金と雇用の両方を保障することなしに、社会は到底維持できない。

また、中小企業支援について、昨年度の答申では、国に対して、「中小企業・小規模事業者の健全で持続的な発展に資するとともに、直接的に賃金引上げが可能となる環境整備を図るため、真に『直接的かつ総合的な抜本的支援策』」を求めていたが、本答申ではその言及が消え、中央の目安答申の内容に入れ替わり、国の責任を明確にしなかったことは、重大な問題である。

京都総評は、本答申に対する異議申立を行うとともに、コロナ感染拡大の下だからこそ、政府が、時間額1500円、早急に1000円へ引き上げに見合う中小企業支援をおこなうよう、強く求めるものである。

以上